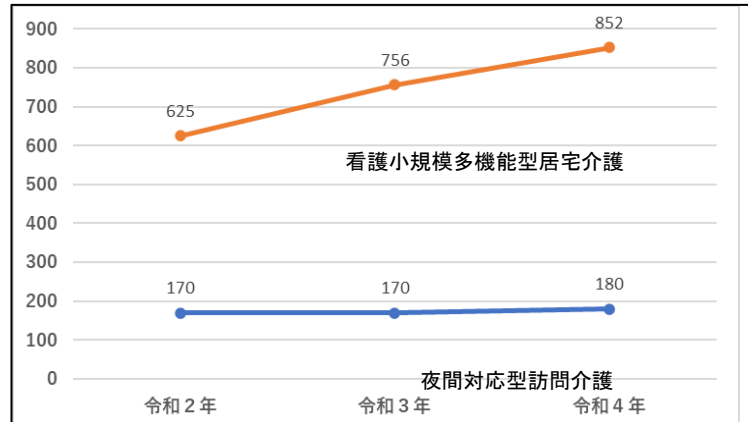
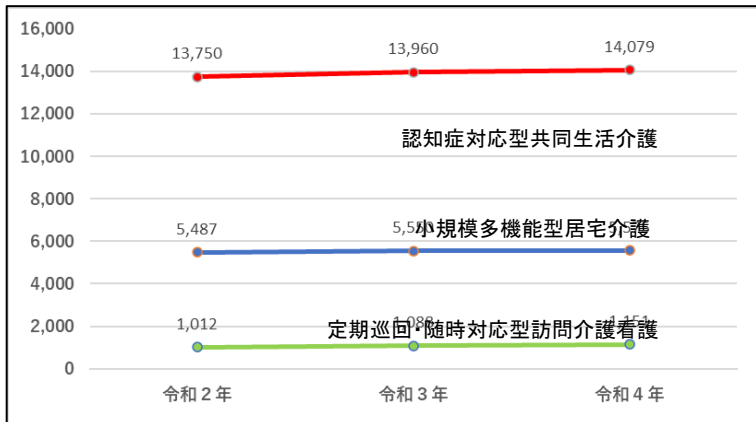


小規模多機能等、改定に向けた論点提示

6月28日に開催された第218回介護給付費分科会では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護についての「現状と課題」と改定に向けた「論点」が提示されました。又、令和4年度介護従事者処遇状況等調査の結果、令和6年度の同時報酬改定に向けた意見交換会の報告が行われました。

事業所数の推移



論点：認知症対応型共同生活介護

医療ニーズの対応の更なる強化を図る観点、介護人材の有効活用を図る観点などから、どのような方策が考えられるか。

論点：小規模多機能型居宅介護

中重度となっても、在宅での生活を継続できるよう支援する小規模多機能型居宅介護の更なる普及が求められる中、期待されるサービスを安定的に提供するためにどのような方策が考えられるか。

論点：定期巡回/夜間対応型訪問介護

両サービスの機能・役割を統合・整理に向けてどう考えるか。

論点：看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズを有する中重度の要介護者の生活を支える地域の拠点である看護小規模多機能型居宅介護の更なる普及が求められる中、期待されるサービスを安定的に提供する等のために、どのような方策が考えられるか。

サービス収支差の推移

	令和元年	令和2年	令和3年
定期巡回	6.6%	8.4%	8.2%
小規模多機能	3.1%	4.1%	4.7%
グループホーム	3.1%	5.8%	4.9%

民間介護事業推進委員会 稲葉雅之代表委員の意見

1. サービス提供の実態に関する詳細なデータ分析

小規模多機能型居宅介護は、利用者の状態、ニーズに合わせて迅速、かつ的確に対応していくことが求められ、在宅が継続できる限界点の対応である。このサービスで支えきれないと、家族が介護離職や、利用者が施設入所しなければならない。しかしながら、事業者の数は思うように増えていない。中山間地域の状況や、認知症の方へのアプローチも含め、どういう環境のもとで、どういうサービスを提供すれば有効に機能するのか、データを分析し、適切にマッチさせていくことが必要。

2. ローカルルールについて

地域密着型のサービスは市町村が指定権者となっているため、それぞれの地域の実情、各自治体の理解度、意向や意識が強く反映されている。

現場で地域密着型のサービスを迅速、かつ的確に対応しようとしても市町村のローカルルールの運用が弊害になっているケースが見られる。

事業者は、創意工夫によって在宅限界値を引き上げようと努力しているので、ローカルルールがないよう対応をお願いしたい。

3. 兼務要件の緩和について

サービスの質を低下させず、新たな視点での兼務要件のあり方について検討していくべき。例えば、計画作成担当者が他の法人との間では兼務が認められているように、同じ法人内の事業所間でも認められることを求める。

認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の配置基準について、管理者が介護支援専門員である場合には、計画作成担当者が介護支援専門員である必要はないと考える。介護人材の有効活用を図る観点でお考えいただきたい。

4. ケアマネジャーの確保について

年々、ケアマネジャー確保が難しくなっている。介護職と賃金面で差がなくなってきた、ケアマネジャーになることを戸惑っている介護職も多い。

かつては介護職だったというケアマネジャーが非常に多い。介護職がキャリアを積んで、ケアマネとして活躍したいと頑張っている。ケアマネジャーが魅力ある職業であることは、介護業界に入ってくる介護職として働く人の増減にも、影響してきたのではないかと。

処遇改善の加算の対象にするなど、具体的にお考えいただきたい。